

秋田県有林クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 秋田県が、秋田県有林で J-クレジット制度に基づき認証を受け取得したクレジット（以下「県有林クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者又は団体（以下「事業者等」という。）に販売することに関し、必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第2条 県有林クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則として県ホームページ等により行うものとする。

2 県有林クレジットの販売は、秋田県が保有する数量の範囲内で行うものとし、県ホームページ等に販売できる数量を公表するものとする。

(販売単価・販売数量)

第3条 県有林クレジットの販売単価は、別に定める。

2 最低販売数量は1 t-CO₂ とし、1 t-CO₂ 単位で販売する。

(購入の申込み)

第4条 県有林クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第1号から第3号まで）を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、知事に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業者等は、購入の申込みをすることができない。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等
- (5) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

3 知事は、第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、県有林クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申請書類を審査のうえ、申込み先着順に購入者を決定する。

2 知事は、購入の適否について購入希望者に書面により通知するものとする。

(契約書の作成等)

第6条 知事は、前条第2項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、購入者を取り交わすものとする。

(売買代金の納入)

第7条 購入者は、県有林クレジットの売買代金を知事が定める期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(県有林クレジットの移転等)

第8条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムにおいて、県の保有口座から購入者が指定する口座へ県有林クレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、知事が県有林クレジットの無効化を行う。

3 知事は、前項の規定による無効化を行った場合は、購入者に無効化通知書の写しを送付するものとする。

(証明書の発行)

第9条 知事は、購入者から希望があった場合は、県有林クレジット購入の証として、購入者に対し、証明書を発行するものとする。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、秋田県秋田市を管轄とする裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年7月28日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

秋田県知事

(事業者又は団体名)

(代表者職氏名)

(所 在 地)

(電話番号)

秋田県有林クレジット購入申込みについて

秋田県有林クレジットについて、次のとおり関係書類を添えて購入申込書を提出します。なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 添付書類

- (1) 秋田県有林クレジット購入申込書（計画書）（様式第 2 号）
- (2) 事業者（団体等）の概要（様式第 3 号）
- (3) 事業者又は団体の定款の写し又はこれに代わるもの

2 申出事項

私は、県有林クレジットの購入にあたり、次のとおり申し出ます。

- (1) 国内に事業所を有する事業者又は団体等であること
- (2) 秋田県有林クレジット販売要領第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事業者又は団体でないこと

(様式第2号)

秋田県有林クレジット購入申込書（計画書）

購入希望者 （契約者乙欄 に記載される方）	事業者 （団体等）名	
	代表者名	
	所在地	
担当者 （事務を担当され る方）	部署	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
購入目的	※使用者、使用内容、使用量、使用時期等が決まっていれば記載してください。	
購入希望内容	数量（①）	トン（t-CO ₂ ）
	単価（②）	円（消費税抜き/t-CO ₂ ）
	金額（①×②）＝③	円（消費税抜き）
	消費税（④×0.1）＝④	円（消費税）
	合計（③＋④）	円
J-クレジットの 移転・無効化	いずれかに、○をつけてください。 ア J-クレジット登録簿に口座を保有又は今後保有する予定であるので、売買代金を支払後、指定する保有口座に移転を希望します。 イ J-クレジット登録簿に口座を保有しないので、売買代金支払後、無効化口座に移転を希望します。 ※ アの場合は、移転先口座番号がわかる資料を別途添付してください。	
県のホームページ等での掲載について	いずれかに、○を付けてください。 ア 社名等の固有名詞は、 <u>公表しないこと</u> を希望します。 イ 社名等の固有名詞を、 <u>公表して構いません</u> 。 ※県ホームページへの掲載、新聞での報道発表などを想定しています。	
証明書の発行	いずれかに、○をつけてください。 ア 証明書の発行を希望します。 イ 証明書はいりません。	

(様式第 3 号)

事業者（団体等）の概要

事業者 (団体等) 名	【設立年月： 年 月】
所 在 地	〒 TEL
連 絡 先 (上記と異なるとき)	〒 TEL
代表者氏名	
事業責任者	職氏名 TEL FAX E-mail
事業者 (団体等) の 概要	従業員（会員）数： 資本金： 売上高： 経常利益： その他：
活動概要	※事業内容、活動拠点等を記入

秋田県有林クレジット売買契約書

売出人 秋田県知事 ○○○○（以下「甲」という。）と買受人 ■■■■（以下「乙」という。）は、J-クレジット制度に基づき秋田県が取得し、管理するクレジット（以下、「県有林クレジット」という。）の甲乙間の売買に関し、ここに契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）「J-クレジット制度」とは、平成25年度から国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し経済産業省・環境省・農林水産省が、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度。
- （2）「J-クレジット登録簿」とは、J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その発行、保有、移転、償却及び無効化について、電子的に記録したものをいう。金銭価値を伴うクレジットを高いセキュリティの下で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、クレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを防ぐ。
- （3）「保有口座」とは、J-クレジット登録簿において、J-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設されるJ-クレジットを保有するための口座をいう。
- （4）「無効化」とは、オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。
- （5）「移転手続」とは、J-クレジット登録簿において、自らの口座に記載されたクレジットを他者の口座に移転するための手続をいう。

（クレジットの売買）

第3条 甲は、乙から提出のあった秋田県有林クレジット購入計画書（様式第2号）に基づき、県有林クレジットを次に定める販売数量及び販売金額により乙へ売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

- | | | | |
|---------|---|------------------|-------------------|
| （1）販売数量 | ： | 県有林クレジット | t-CO ₂ |
| （2）販売金額 | ： | 金 | 円 |
| | | （うち消費税額及び地方消費税の額 | 円） |

2 秋田県有林クレジット購入計画書（様式第2号）に記載した内容に変更が生じる場合、乙はその旨を甲に事前に連絡し、甲の指示に従わなければならない。

（契約保証金の免除）

第4条 契約保証金は、秋田県財務規則第178条第5号の規定により免除する。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（県有林クレジットの引渡・移転）

第6条 甲は、乙からの売買代金の支払を確認後、第3条第1号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規程は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（遅延利息）

第8条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払をしなければならない。もし、その期間内に支払を完了しないときは、甲は、未払金額に対し、遅延日数1日につき年〇.〇パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。

（契約解除）

第9条 甲又は乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

（甲の解除権）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

2 前項の規程により本契約が解除された場合には、乙は、違約金として販売金額の 100 分に 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 オフセット対象商品において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第 12 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 13 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県知事 ○○ ○○

乙